

総合科学技術会議 知的財産戦略専門調査会（第28回） 議事録

1. 日 時：平成18年2月8日（水）13：00～15：00

2. 場 所：中央合同庁舎4号館 4階共用第2特別会議室

3. 出席者：

【委員】阿部博之会長、薬師寺泰蔵議員、柘植綾夫議員、黒田玲子議員
原山優子議員、黒川清議員

秋元浩委員、荒井寿光委員、飯田昭夫委員、稲蔭正彦委員、
澤井敬史委員、竹岡八重子委員、野間口有委員、平田正委員、
本田圭子委員、松重和美委員、
森下竜一委員、横山浩委員、渡部俊也委員

【文部科学省】佐野太 研究環境・産業連携課長

【経済産業省】中西宏典 産業技術環境局 大学連携推進課長

【特許庁】荒巻慎哉 総務部 技術調査課大学等支援室長

【内閣官房知的財産戦略推進事務局】

嶋野邦彦 内閣官房参事官

【事務局】土井俊一 参事官

【阿部会長】 それでは、定刻になりましたので、第 28 回「知的財産戦略専門調査会」を開催いたします。

本日、黒田議員は遅れての参加でございますし、三原専門委員は御欠席との連絡をいただいております。

それでは、座ったまま進行させていただきます。初めに資料確認を事務局でしてください。

【事務局】 お手元に第 28 回の議事次第があると思います。その配布資料の欄でございますが、資料 1 は「知的財産戦略についての取組みの状況及び今後の課題について（案）」でございます。

資料 2 は「意見の整理」でございます。

資料 3 は「『研究機関等における知的財産の取扱いに関するアンケート調査』の中間報告」でございます。

資料 4 は、渡部専門委員からの提出資料でございます。後ほど御説明をいただきます。

資料 5 は、渡部専門委員から提出された参考資料でございます。

以上でございます。

【阿部会長】 ありがとうございます。議事に入る前に前回御欠席をされて、意見の提出がなかった専門委員の方から御意見をちょうだいしたいと思います。大変恐縮ですが、お 1 人 3 分程度でお願いしたいと思います。

まずは澤井委員から、お願いいたします。

【澤井専門委員】 前は欠席しまして、どうも申し訳ございませんでした。

3 分間ということですので、正直言いまして、私はこの総合科学技術会議の知的財産戦略専門調査会という場に出させていただいて、いつもどのような観点に立ってしゃべればいいのかというのは常々悩むところなんですけれども、ざっと見て知的財産を生み出す組織という意味で見ると、多分その企業と公的研究機関と大学というように大ざっぱに分けることができているかと思えます。

今までこの場の議論を拝見していると、主として大学での知的財産の扱いに比較的に焦点が当たっていたようにも思えますので、まず大学について感じていることを簡単に述べたいと思います。

昨年 4 月に大学も法人化して、法的な位置づけは変わったと思いますが、多分その機能的な本質は変わっていないでしょうから、いま一度、知の創造と普及という観点に立って、かつそれが組織的な運営という視点も加味して、深く考えることが必要なんだろうなと思えます。

御案内のように、企業はもう当たり前でございますが、利益を追求して事業を継続的に行うということが至上命題なので、そのための組織と権限形態が明確に定義され、必要な資金調達を行うことと、その運用の自己責任の下に常々行っているわけです。

その対比で考えますと、多分いろんな細かいことは皆さんから既に御意見が出たかと思

いますけれども、私などの印象は、大学はその組織体としての構造様式と資金のところが極めてまだ未発達な感じがして、それがいろんな形で課題になっているのではないかなと思います。

そういう意味では、大学にとって一番大事なことは、組織的な視点で見た際のコンプライアンスとリスクマネジメントをきちんとしていき、その中で知財の問題を解決していくことが一番大事なのではないかなという感じがしています。

指揮系統という例を挙げてみても、大学で、富士山のような独立法で1つの指揮系統1本で行くのか、割と八ヶ岳のように峰が分散していて、それでも全体として調和が取れた指揮系統がよいのか。多分いろいろある印象を受けますので、これはそれぞれの大学の特質に応じて組織設計して、その中で知的財産問題を解決していくというのが大事なのではないかなと思います。

もう一つ、大学が知を創出するエンジンという機能を持っているということに着目して見たときに、極端に言えば、今、知的財産に光が当たっていますけれども、知の普及のためにはその研究成果について、あえて特許権を意図的に取らずに、積極的に学会などにその内容を早期に公開して、社会全体の技術進歩を促進するといった方策もあるかと思えます。

ただ、そのような意思決定を先生個人がなさるのか、大学という組織体がどう行うかというのは、やはり非常に法人化した位置づけで難しいのではないかなと思いますけれども、改めて大学のミッションを考えるよい機会ではないかなと思っています。

公的機関については、今、言いましたように大学は科学的な知見とその普及といったようなところが、もし本質的な部分だとすると、やはり実用化から距離のあるところを補っているわけで、公的な研究機関というのはもう少し別の要素があるのではないかなと思います。

例えば、海のものとも山のものともわからないような技術が、実際的な事業に育つ前の初期的あるいは萌芽的な段階で、一企業では負担し切れない資金的な投資を行うプロセスを公的研究機関が担うといったことがあるのかも知れない。

そういう意味では技術政策を御専門の方からお伺いしたことがあるんですけども、ヨーロッパではその地域ごとに企業と公的研究機関と大学の三者が上手に連携して、技術、人材、資金の効果的な使い方をしていて伺ったことがあります。

多分ここに御出席の中には、そういうことにお詳しい方がおられると思いますが、産学だけの二者連携ではなくて、産学公といった三者の組み合わせで将来の産業に発展につながるような画期的な技術とか、科学的な新たな仕組みを設ければいいのではないかなと感じています。

私自身、どうやればそれがうまくいくのかといった方策についてのアイデアを持ち合わせているわけでもありませんけれども、ここが総合科学技術会議ということで、科学と技術を総合的に考えるという意味では、むしろじっくり考えてみる必要があるのではないか

と常々考えています。

知的財産は、あくまでも科学や技術における研究という土壌が豊かになった中から生まれるものであると思いますので、今、改めて基本的なことを考え直してみるいい機会ではないかと思っています。

ちょっとコメントにならないで恐縮ですが、以上でございます。

【阿部会長】 ありがとうございます。重要な視点だと思います。

では、野間口専門委員、お願いします。

【野間口専門委員】 基本的に、澤井委員の大変高邁な意見を私もそのとおりだなと思いつながら聞かせていただきましたが、27回のこの調査会で出ました意見等を見せていただきますと、もうかなり具体的なところで御議論が進んでいるなと思ひまして、少し具体的な話をさせていただきたいと思ひます。

今回までの議論を見ますと、産学連携は非常に重要であり、その中で知的財産も重要なファクターといいますが、テーマとして浮かび上がってくるということで、新しい知的財産戦略大綱以来の動きとして歓迎したいと思ひますが、TLOと知財本部は、できた時期も違いますし、産側から見まして、少し使いにくいといいますが、アプローチも大学によって変わったりしますので、その辺をもう少し、一本化と言えば余りにも堅苦しくなるかもしれませんけれども、オープンな、外部から見てわかりやすい形で見えるようにしていただきたいというのが1つでございます。

もう1つは、産学連携の交流の重要性をいろんな形でうたっていただいております。これはこれで非常に結構だと思いますが、具体的に日本でも少しずつ広がりを見せておりますサバティカル制度とか、あるいは大学院生のインターンシップの場合とか、そういったところで、この知的財産に関わる取組みも1つの重要なテーマとしてあるよということを知らしめるような書き方にした方がいいのではないかと思います。企業側、大学側で1つのテーマについて、一緒になって考えるという機会を提供する意味でもいいのではないかと思います。

残念ながら、私がいつも言っていることがここに盛られておりませんが、知的財産の活用という面で、国際標準につながるような知的財産を生み出して、これは、最初は標準からは遠いわけですが、それを標準として持つていくための努力、標準化活動ですね、これがやはり日本の財産をいかに広く活用していただくとか、あるいは世界に貢献するかという意味で、知的財産権を生み出す努力の成果を大きく示すための重要な取組みだと思います。この国際標準化活動というのは日本でもいろいろな団体がやっております。例えば、情報通信に関しましても、TTCとかARIBとかがあり、これはどちらかと言えば民間主体の活動で、大学の先生方にいろいろ御指導をいただいたりしていますが、こういうところでの、知的財産権を国際標準に持つていくためのアクティビティーを、この大学の活動の中にも、是非位置づけていただきたいと思ひます。

そうしますと、民間はどうしても人の手当等をせいぜい数年のレベルで考えるわけです

が、大学では、1つの分野をずっと若いころから、世界に名の通る先生になられるぐらいまで長期にわたってフォローしてもらえないかと思います。海外では、そのような人材の層が非常に厚いという状況となっています。

そういった意味では、国際標準化への取組みということも産学連携の重要なアイテムだという主張を盛り込んでいただけたらと思う次第でございます。

以上でございます。

【阿部会長】 ありがとうございます。国際標準は今回、少し議論が足らなかったかもしれませんで、ありがとうございます。

では、平田委員、お願いします。

【平田専門委員】 今回、事前にちょうだいいたしました資料1で、今までの取組みと今後の課題をまとめてあるものに若干過不足なところだけ申し上げます。

1つは、これまでバイオテクノロジーやライフサイエンスの分野で提言を申し上げてきました大きな2項目が、4ページの(2)の に盛られておりますので、これについては是非こういう問題提起と同時に、先送りをすることなく進めていただきたいということでございます。

もう一つ、私は今、バイオ産業情報コンソーシアムという、いわゆるバイオテクノロジー関係、IT関係またはベンチャー等、100社に上る大きなコンソーシアムを担当しているんですけども、その中で御承知のように、バイオテクノロジー関係は刻々と膨大なデータが蓄積されておまして、これがいろんな研究機関や省庁において、違うフォーマットの下に管理されているわけで、この統合化というのは是非必要であるということで、小泉首相が議長の例のバイオテクノロジー戦略会議で提言を申し上げてきました。それが今度ようやく連携施策群の1つの大きなテーマとして、データベースの統合化という動きになっております。

実は昨日も、がん関係のトランスレーショナルリサーチのシンポジウムに2日ほど出たんですけども、こういうバイオ関係でないとおわかりにくいところもあるんですけども、新しい医療技術を研究して、これを臨床に持っていくときに、すぐに一般的な臨床というのは非常に難しゅうございますので、少し小規模の手さぐりの臨床研究をやるわけですけども、その過程でも結構企業の参加を求められるんです。

そのときに事例としてもなかなか難しいのは、勿論ビジネスモデルをかけるかどうかということは非常に重要なんですけども、それ以前にその知的財産がやはり非常に不十分なわけです。

その中で、これは知的財産の問題だけではないと思うんですけども、研究開発のマネージメントとして、特に大学であろうとどこであろうと、行われている研究というものの位置づけと申しますか、要するに専攻技術と関連技術との位置づけというものが、大学の場合まだまだあいまいでございまして、新規性や進歩性というものが本当に調べられているかどうかという、かなりそこに異論がございます。

ですから、これはビジネスにおいては一番いろはなんみすけれども、特に産学連携において、大きな1つの問題になっておりまして、そのときに1つ問題になるのは、ちょうど(2)の に情報のところが記載されておりますけれども、これは特許情報に限らないんです。

その研究関連技術情報というものがしっかり把握されていないと、こういう問題が出てくるわけですし、先ほど言いましたように、1つ大きな統合データベース化ということを進めておりますので、これには各省庁だけではなくて、いろんな機関の協力が必要なんです。

ですから、例えば、遺伝研にあるDDBJとの連携とかを更に大きな統合ベース化の中で連携を進めてもらって、研究者が自分の研究の位置づけは情報の検索を通して早くしっかりできるようなシステムを是非日本につくらなければいけないのではないかということを感じます。

【阿部会長】 ありがとうございます。貴重な御意見をいただいたと思います。

秋元委員は前回御欠席でありましたけれども、意見書を御提出いただいております、御紹介を既に申し上げております。

それでは、時間の関係もございますので、議事に入らせていただきます。議事次第の1番目は「知的財産戦略についての取組みの状況及び今後の課題について」でございます。

前回御説明いたしましたように、今回の作業は、知的財産基本法に基づく3年間のレビューが行われますので、本専門調査会としても、これまでの取組みや今後の課題をとりまとめ、知的財産戦略本部での検討の参考にしていただこうという趣旨でございます。

今回とりまとめをいただいて、知的財産戦略本部の中に設置されております、知的創造サイクル専門調査会によるレビューに報告をする予定でございます。と言いましても、そこも私が会長なんですけれども。

それでは、資料1について、事務局から説明してください。

【事務局】 お手元の資料1でございます。前回御紹介をした後に、前回の会合あるいはその後に委員から御意見をいただいて修正した点がございますので、そういう点を中心に御紹介をさせていただきます。

冒頭のタイトルでございますが「知的財産戦略についての取組みの状況及び今後の課題」とございまして、前回提出したときは方針と書いてございましたが、主に課題の整理が中心でございますので、タイトルを変えてございます。

その上で「1. はじめに」のところは修正はございませんで、先ほど、阿部会長から御紹介がありましたように、知財基本法に基づくレビューをやっていくんだという点が書かれているわけでございます。

また「2. 主な施策の取組みの状況」につきましては、特に骨格の変更はございませんが、一部最新データに置き換えたとか、そういうような修正がございますので、説明は省略いたします。

2 ページに行きまして「3 . 取組みを進めるに当たっての基本的な考え方」。ここについても前回と変わりはございませんで、今回、基本法に基づく3 年レビューという大きな節目であること、また3 ページの冒頭でございますが、第3 期科学技術基本計画が本年3 月に策定される予定でございますけれども、そういった点でも大きな節目であることから、今後、総合科学技術会議では研究開発の成果をイノベーションを通じて、社会・国民に還元するという観点から、本専門調査会において知財戦略に関する重点課題に、知的財産戦略本部との密接な連携の下で取り組んでいくという点が書かれてございます。

「4 . 今後の主要課題」でございます。

「(1) 知的財産を活用した産学官連携の推進」。

にございますように、大学等における知的財産管理体制は整備されつつあるが、今後は、権利取得だけではなく、社会に活用することに重点を置いた取組みを進めること。

は、大学知財本部とT L O の関係には多様な形態があるが、今後、両者の連携や機能強化のための方策を推進すること。

は、利益相反に関するルールやマネジメントのさらなる充実など、大学における知的財産に関する必要な整備を促すとともに、研究者の知財に関する認識向上や知財部門の強化に取り組むこと。

は、共同研究や委託研究を円滑に進めるため、不実施補償などの問題について、産学間での認識共有を更に進め、柔軟かつ迅速な契約実務につながること。

4 ページにまいりまして「(2) 優れた知的財産創出のための知的財産活動の推進」。

これに関しましては、でございますが、企業や大学等での特許の件数に偏った評価を是正するとともに、権利の活用を重視し、量から質への特許戦略の転換を進め、基本特許取得のための戦略的な取組みを強化すること。

でございますが、優れた知的財産の創出や紛争の予防のために、特許情報が十分活用されるよう、検索環境の整備を進めること。

は、大学等における自由な研究環境を確保するため、大学等の研究における他者の特許の円滑使用のルール整備をし、その普及を図ること。

は、ライフサイエンス分野におけるリサーチツールの問題や先端医療技術の特許保護の在り方など、先端技術分野が抱える知的財産の諸問題について検討を行い、必要な措置を講ずること。

「(3) 知的財産による地域の振興」でございます。

は、大学と地方公共団体や地域研究機関等の先進的な事例や課題を分析し、連携強化の具体的方策を推進すること。

は、地域における知財に精通した専門家の育成、確保をすること。

最後の5 ページでございますが「(4) 知財人材の確保・育成」でございます。

は、体系的な知的財産人材育成総合戦略を早期に策定し、具体的方策を推進すること。

は、国際的な事業展開を進めるために、海外での侵害訴訟や契約に精通し、国際的に

通用する専門人材の育成、確保に取り組むこと。

は、産学官連携や技術移転を円滑に進めるため、市場性の目利きができ、研究者にアドバイスができる人材の育成と確保に取り組むこと。

以上でございます。

【阿部会長】 ありがとうございます。これについてお諮りいたしますけれども、先ほど3人の委員の方から御意見をいただいたわけですが、その中で、例えば、4ページの(2)の特許情報だけではないのではないか、研究情報等も必要であるということを平田委員から御発言がございました。

また、国際標準について、ここに書いておりません。これらの修文について、私の方で考えさせていただきたいと思いますが、ほかの点で何か御意見がございましたら、お願いします。

【稲蔭専門委員】 私は今日中退させていただきますので、先に一言だけ発言させていただきます。私はここの中で恐らく科学技術にどっぷりつかっていない人物の少ない1人だと思いますので、またかということになるかと思われそうですが、4ページ目に「量から質へ」というような表現があったり、3ページ目に「成果のイノベーションを通じて、社会・国民に還元する」というような表現がございましたけれども、この質あるいは社会還元というのを科学技術を科学技術のコミュニティに還元するというにとどまらず、やはりもう少し広く還元したり、広い意味での質に貢献できるような文言があるとよいのではないかと感じております。

具体的に私の分野で申し上げますと、例えば、イギリスではクリエイティブエコノミーとかそういう表現をしております、文化とか、あるいはそういう非常にクリエイティブな活動、デザインあるいはコンテンツといったものに目を向けて、こういった科学技術がそういったものに転用でき得る新しい科学技術を考えていくべきであると考えております。

日本の中では、特に理系と文系あるいは芸術系と、大学の中でも非常に分かれておまして、なかなかコミュニケーションが取れていないというのが現状です。次の時代は融合の時代に行くのではないかと考えておりますので、そういった大学の中、大学と企業、あるいは大学ともう少し個人のクリエイティブな人たちとのいろいろな連携というものを促進できるような政策や提言というものが、こういうところに1行でも構いませんので、書き込まれていると大きな意味を持ってくるのではないかと思います。

以上です。

【阿部会長】 ありがとうございます。科学技術と文化につきましては、我が国のこれまでの取組みというのは、おっしゃるような非常に弱かったように思います。

第3期基本計画の基本政策も、最後になってそれを入れさせていただきましたけれども、おっしゃるようなここにはありませんので、何か工夫をしたいと思いますが、事務局は後で、稲蔭先生に助けていただきながらやりますか。

【事務局】 はい。

【阿部会長】 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。特によろしければ、次の議題もございませぬので、今日出た御意見を踏まえて、修文について考えさせていただきたいと思ひます。また、資料1は先ほど申し上げましたように、知的財産戦略本部の専門調査会の検討を経て、最終的な整理を行うこととなりますので、いただいた意見の整理は会長の私に一任とさせていただきたいと思ひますが、よろしゅうございませぬでしょうか。

(「はい」と声あり)

【阿部会長】 ありがとうございます。

それでは、議題2の「知的財産を活用した産学官連携の推進」に移らせていただきます。

今年度の知的財産戦略についてのとりまとめに向けて、議論を行っていきたくて思ひているところであります。

まず事務局から説明をしてください。

【事務局】 お手元の資料2でございませぬが、資料の冒頭に書いてございませぬように、前回の専門調査会において委員からいただいた意見や、その後委員からいただいた意見、このうち「知的財産を活用した産学官連携の推進」と「優れた知的財産創出のための知的財産活動の推進」に関連するものを項目別に整理してあります。まず、その内の前半の「知的財産を活用した産学官連携の推進」の部分を御紹介いたします。

1番は「知的財産の活用」に関する意見でございませぬ、は、5年間で25兆円という科学技術投資を知的財産の観点から成果が上がるように貢献していくための必要な議論をしていくべきということ。

は、これからは知的財産の活用を重視していく必要があるということ。

は、共同研究を行う体制とか財産権を得る体制から、今後は成果を出す研究を共同して進める体制づくりに取り組むべきであるということ。

は、大学や公的研究機関が自らのミッションを限定して考えるのではなく、民間企業の事業に結び付くような研究を踏み込んで行うべきであるということ。こういう意見がございました。

2は「大学知的財産本部とTLO」でございませぬ、2-1はそれらの組織の在り方に関する問題提起でございませぬ。

は、知的創造サイクルをどのように回すかという観点から、大学知財本部の在り方について議論をすべきではないかということ。

2ページに行きまして、は、知財本部やTLOの自立に向けたある程度の道筋を示す必要があるのではないかということ。

は、知財本部が整備されていない大学にとって、TLOの協力が不可欠であり、広域TLOとの連携を強化すべきではないかということ。

は、産業界から見た大学TLO評価については、企業の要求におもねっているがゆえに評価が高いという見方もできるので、より適正な評価につながる見直しが必要ではない

かということでございます。

また「2 - 2 . 間接経費の費用負担等」につきましては、 でございますけれども、大学で間接経費の一部を知財に充てることが必ずしも簡単ではないので、間接経費の使途のウォッチングが必要ではないかということ。

は、共同研究を進めるに当たって、ポスドクなどの研究スタッフの費用負担を盛り込むべきではないかということ。

は、間接経費の比率が最近高過ぎる傾向にあって、何らかの別の仕組みを考える必要があるのではないかということ。

3 ページに移りまして、 でございますが、これは前回の会議ではなく追加意見としていただいておりますが、大学に対する特許関係費用の減免措置に関し、権利の移転や譲渡が生じた場合の減免基準を明確化すべきではないか。特にTLOや他大学の研究者から大学への権利の移転の際に不利益が生じないよう手当が必要ではないかということ。

でございますが、これも追加でいただいた意見でございますが、大学がライセンス対価として株式を取得できるようになったが、大学が適正な対価を得るという視点や大学初ベンチャーから見た適正な株式保有の観点を踏まえ、一層の緩和が必要ではないかということ。

2 - 3 に移りまして「大学、TLOの人材」でございます。成果を出すための研究体制をつくっていくためには、人材が重要であって、知財本部の人材面での支援が必要だということ。

4 ページにまいりますと、 でございますが、TLOのライセンス交渉能力を高めるための人材育成が必要ではないかということ。

は、これも追加の意見でございますが、スーパーTLOによる技術移転人材の育成。これは効果があるが研修負担も大きいので、今後多様な支援が必要ではないかということ。

は、大学初ベンチャーが増えて、新陳代謝の時期に差しかかるので、こうした人材を知財人材として生かすようなチャンネル整備をしてはどうかという点でございます。

3 は「利益相反」でございます。

は、利益相反のルールを促進し、普及するとともに透明性を高めるため、公的資金による研究公募で、利益相反マネジメントに関する確認を求めているかどうかということ。

は、利益相反ルール整備は進められてきたけれども、医学分野における利益相反の場合は配慮する事項も多く、さらなるルール整備が必要ではないかということ。

は、知財のマネジメントに関してのミクロのデータが不足しており、今後はそれを集めて議論していくことが大切ということ。

4 に行きまして「共同研究と不実施補償等」でございます。

は、共同研究の契約はケース・バイ・ケースで柔軟化をしてきたけれども、かえって長期化する傾向にあるので、契約のパターン化など迅速化に取り組むべきではないかということ。

5 ページに行きまして、 でございますが、不実施補償については大学側が柔軟になってきているが、企業側が硬直的な場合もあり、柔軟化や迅速化を進めるべきであるということ。

は、特許法 73 条でございますけれども、企業側が防衛目的で発明を実施しない場合、大学側が他企業に実施権を与えることができず、資金の回収も困難になるので、改善が必要ではないかということ。

は、同じ特許法 73 条でございますが、法律の見直しや統一見解などで契約の柔軟化や迅速化を図るべきではないかということ。

は、不実施補償の問題は、最近では柔軟で迅速な対応が取れてきているので、一律の法的対応という考え方は取るべきではないのではないかという点。

は、共同研究契約は技術や実施権の範囲など、産業ごとの特性に応じて決まるものであるので、民間同士の契約にも余波を及ぼすような特許法への関与はすべきではないのではないかということ。

は、共同研究、特に海外との共同研究を増やすために交渉能力や守秘義務、知的財産の取扱いの問題などについて、先行事例をつくって大学全体での認識を深める必要があるのではないかということ。

は、マッチングファンドの重点化に当たっては、知的創造サイクルがきちんと回るよう、不実施補償の問題を含めて、知的財産の問題が適正に担保されたものを対象とするなどの配慮が必要ではないかということ。

また 6 ページに行きますと「学生の位置付け」でございます。

は、共同研究における学生の立場が依然として大きな問題であって、発明者の権利や研究における義務関係の明確化が必要ではないか。また、学生に発明者の権利を確保させ、自立的な研究を開始できるよう体制整備が必要ではないかということでございます。 、企業は、学生が研究チームにいれば安いという考え方を改めて、研究スタッフとしての学生の位置づけやコスト負担についての仕組みを明確化すべきではないか。

は、産学官連携の推進のための知財ポリシー等を学生を含めた学内の研究者に対して啓発を進めるとともに、学生の教育を受ける権利や研究者間の自由な交流を妨げることがないように、各大学の取組みや諸外国の状況を踏まえた検討が必要ではないかということでございます。

以上でございます。

【阿部会長】 ありがとうございます。

一応いただいた意見を事務局の方で整理をしてもらいましたけれども、もし決定的なミスとか理解が間違っていたところがあったら、後で御指摘をいただきたいと思っておりますけれども、細かいことでしたら、御容赦をいただければありがたいと思っております。

あえてお名前を書かせていただいたのは、そういったことも考えてでございます。

引き続きまして、意見交換に入る前に現状把握の参考とするために、2つのアンケート

調査について、御報告をちょうだいしたいと思います。

最初は大学や研究機関の知的財産の整備状況に関するアンケート調査であります。事務局お願いします。

【事務局】 資料3にございますアンケート調査について御紹介をいたします。

このアンケート調査は内閣府からの委託事業として、みずほ情報総研株式会社に依頼しているものでございまして、まだ集計が途中であり、更に分析を続ける予定でございしますが、今回の議論の参考にするために、中間報告という形で事実関係をまとめまして御紹介するものでございます。

1枚めくっていただきました目次を見ていただきますと、2の(1)は機関の概要、(2)は研究機関の知的財産関連の組織やルール整備状況、(3)は知的財産の利用状況、利用許諾、(4)は有体物、(5)は受託研究・共同研究、(6)は契約の円滑化、(7)は紛争、(8)は御意見全般でございしますが、知的財産全般についてということでございます。

1枚めくっていただきまして、2ページでございすけれども、(4)の回収状況でございすが、この表のとおりでございまして、回収率が現在51%で、この中間報告は有効回収数293のうち、現時点で盛り込めたもの234を対象としているということでございます。

内容の御紹介に入りますと、4ページに飛びまして、まず真ん中辺りの図でございすが「知的財産担当分野の位置づけ」。兼務組織として担当しているのが60%、専門組織として担当しているのが23%。

またはその下の「知的財産管理・運用人員数」で、1～5人が71.5%ということになっております。

5ページにまいりますと、どういう方がその中で働いているかということでございますが、担当職員数は、専任が3.17人、兼任が2.91人、合計4.52人。その内、民間出身が1.56人。外部人材としては弁護士さんが0.31人、弁理士さんが0.76人となっております。

6ページに行きますと、ルール整備状況でございすが、職務発明や発明報酬、共同研究、受託研究などの整備状況が他に比べて結構進んでいるということでございます。

これを7ページの「43大学」と「その他大学」で見ていきますと、赤色の「43大学」と「その他大学」で整備状況がかなり異なるものもございまして。「その他大学」ですと、職務発明であるとか、受託研究であるとか、共同研究あるいは発明報酬はある程度高い数字が出ておりますが、それ以外はまだ低いということになるかと思えます。

10ページに移らせていただきますと、機関帰属でございまして。教職員や研究者の発明の帰属先で「機関帰属(例外なし)」というのが7.6、「機関帰属(例外あり)」が36.8、「いない」が26.7でございまして。

「43大学」と「その他大学」で下の表でございすが、比較しますと「機関帰属(例外あり)」というのが「43大学」は90%、「その他大学」は43%と低く、他の項目に分散

しているという傾向が見られます。

11 ページに行きますと、問 6 でございますが、学生の発明の帰属でございます。「定めていない」が 4.35%。それに対して個人帰属と機関が 23、「機関帰属（例外あり）」が 12.4 という数字でございます。

「43 大学」と「その他大学」で見ますと、「その他大学」は「定めていない」が多く、「43 大学」は機関帰属が個人帰属にかなり集中しているということでございます。

となりの 12 ページ、著作権関係では、課題があるかないかといえますと、あるが 45.6%、その内訳で一番多いのは「職務著作の明確な規程がない」という点でございます。

ちょっとページを飛んでいただきまして、14 ページでございますが、ライセンス関係でございます。真ん中の表、国内で保有する知的財産権がある場合の件数というのが 0～10 件というのが 61.5%でございます。

次のページを見ていただきますと、問 10 でございますが、他者に利用許諾した経験があるが 41.9%、16 ページの真ん中の表を見ていただきますと、主な相手先は中小企業国内が 76.3%ということでございます。

一方、17 ページに移りますと、他者から利用許諾を受けた経験でございまして、これは「ない」が 97.8%と多くなってございます。

ページが飛びまして、22 ページの有体物関係に移らせていただきますが、研究における有体物の他者への提供経験。これは分散しておりまして「ある」が 24、「ない」が 41、「把握していない」が 34.8 でございます。

24 ページに飛びますが、そういう有体物の提供の場合に、条件というのがあるかどうかでございますが、目的外の使用禁止というのが 89.5%、第三者への再譲渡禁止が 65.8%、下の円グラフに行きますと、他者からマテリアルの供与を受けた経験も「ある」「ない」「把握していない」がこういう形で分散をしております。

ちょっと飛びまして、28 ページの受託研究・共同研究に移りますが、受託研究を 1 年間の実績の有無で言いますと「ある」が 85.4%、件数は 0～10 件が 42.9%でございます。

30 ページに飛びまして、受託研究の場合の発明の帰属でございますが、例外ありなしを含めまして、機関帰属が 11.4+30.1 となります。それに対して、次でございますのは機関・相手先帰属というのが例外ありなしでございますが 9.3 と 8.3 という形になってございます。31 ページで、「43 大学」と「その他大学」で比較をしますと、「43 大学」の場合は機関帰属というのが 68.0 と多く、「その他大学」の場合はもう少し分散傾向があるということでございます。

32 ページの共同研究でございますが、「ある」が 82.3%、内訳で言いますと 0～10 件というのが 48.9%。

33 ページに行きまして、相手先はどこかと言いますと、国内の中小企業、大企業、公的研究機関がどうございます。

隣の 34 ページの問 31 で見ますと、共同研究による発明の帰属でございますが、これは

機関と相手先の両方に帰属する。こういうのが例外ありなしにかかわらず集中してございまして、共有関係にあるということでございます。

35 ページで、「43 大学」と「その他大学」で見ますと、「43 大学」の場合は機関と相手先帰属の例外ありというのが 68.8%と多くなっております。

36 ページ、共同研究において、不実施補償というものの取扱いはどうなっているかでございます。一番上が「不実施補償を必ず入れる」というのが 34.8%、「一律には決めず別途と協議する」が 34.3%と拮抗しております。

37 ページに、受託研究や共同研究に関する懸案事項というのがございますが、全部は紹介できませんが、国立大学の特に共同研究の欄を見ていただきますと、上から 4 つほど、不実施補償に関する契約が懸案であるというような指摘が並んでおります。

ページをまた飛んでいただきまして、39 ページの契約の円滑化でございます。円グラフでございますが、契約の際に手間取った経験というのが「ある」が 47%、どういう場面で手間取っているかというのが、受託・共同研究が 90.6%と一番多いということでございます。

40 ページ、利用許諾。ライセンスの場合はどういう問題があるかということ、実施料率に関するものが 63.6%、下の欄の有体物の場合は権利の帰属に関する問題が 44.4%。

41 ページに行きまして、受託研究・共同研究の場合は不実施補償に関する問題が 68.1%と高いということでございます。

43 ページ、契約の際手間取ったことがある場合の相手先、受託研究と共同研究の場合でございますが、大企業が 87.5%と多かったということでございます。

44 ページに行きますと、特許法 69 条でございます。試験研究の例外関係でございますが、この規定のことを知っているか知らないかというのが円グラフでございます。「知っている」が 54.9、「知らない」が 45.1。下の欄、特許法第 69 条 1 項に関連し、対策を講じた経験の有無でございますが、特に対応せずが 59.5 でございます。「研究者に 69 条の解釈を周知」が 19.8 でございます。

次のページに行きますと、他者との紛争経験でございます。「ある」は 2.7%でございます。打ち分けで見ますと、下の段でございますが「事実関係の照会を受けた」が 50%、「事実関係の照会を行った」というのが 33.3 でございます。若干母数が少ないので、こういう数字になります。

46 ページ、紛争の対象となったのは「特許権・実用新案権」は 100%ということでございます。

47 ページ行きますと、過去の紛争の内容というのも具体的に書いていただいております。一番上がマイクロプロセッサの互換機を開発して無償で公開しているが、それが侵害にならないかという質問を受けたこと。

2 つ目の公立大学の欄では、特許出願したものと同じものが市販されているということ。私立大学の欄では、発明の帰属の問題、他大学教授が起こしたベンチャーの代理人との間

で、だれが発明者かというので争ったということ。

研究機関で言いますと、一番上だけ御紹介しますと、類似した研究開発をした企業があったので、いろいろな論争になったということ。

48 ページでございますけれども、これは知財戦略全般についてでございます。国立大学の冒頭、不実施補償に関して 73 条の見直し。次のも 73 条。次の 3 つほどは、出願費用とかの費用負担や免除の問題を挙げる大学が多うございました。

以上でございます。

【阿部会長】 ありがとうございます。

それでは、引き続きまして、渡部委員から資料 4 に基づいて、お願いします。

【渡部専門委員】 T L O について、若干の調査を私たちがやったものについて御説明いたします。資料 4 のページで御説明をしていきます。

まず 2 ページ目でございますが、もともとこちらの興味と関心でやった調査であります。今回議論されているような T L O と知財本部の問題等々を考えるに当たって、機能分析の結果、特にマネジメントの内容に踏み込んで調査をしております。そういうことがお役に立つのではないかという観点でございます。

3 ページ目でございますけれども、具体的な調査の内容でございます。実施しましたのは 2004 年 12 月でございます。日本国内の T L O 40 団体、質問表については 53 項目、変数 160 弱という規模のものでございます。

大切なこととして、2003 年までのデータをいただいて分析をしています。これは実は 2004 年から大学が法人化しまして、機関帰属になったことがすごく影響している可能性があることから、それ以前のデータで分析をしているということでございます。

4 ページでございます。ここから具体的なデータですけれども、4 ページは「人材に関する質問」で、左上のデータは雇用形態、常勤に加えて非常勤の方が 47% ということで、非常に非常勤のスタッフも多いという状態。

左下は出向の方も 18% となっており、多様な形態で雇用されている。

右上でございますけれども、分野として研究技術が 3 分の 1 ということですが、それ以外にも企画・開発、法律・知財、営業、いろんな専門分野の方、多様な分野の方がおられる。右下は企業の出身者が約 3 分の 2 ということで、外部人材を登用して、更にその外部人材もいろんな専門分野の方を登用してきたということがわかるということです。

次のページでございますけれども、見通しというものを聞きました。これは T L O 業界の成長予想について 1 つ選んでくださいと。「快晴」は年 10% 成長してきますよとか、「土砂降り」というのは年マイナス 10%。この質問に関しては、快晴から土砂降りまで非常にばらついておりました。通常同じ業界にこういう質問をすると、こんなにばらつくことではないわけでありますので、T L O というのが非常に異なった環境に置かれているということを表しているのだらうと思います。

左下は T L O のミッション、具体的には貴 T L O はだれの利益を最も重視して活動され

ていますかという質問をしておりますが、これについては大学の利益を第一に考えるというのが 16%、研究者の利益が 33%、T L O 自身の利益、これは株主に対してというようなことも含めてだと思いますが 23%、企業が 12%、地域が 16%ということで、このミッションに関しても非常に多様なミッションを T L O 自身が考えているということがわかります。

右上はまた観点が違ってきまして、大学のキャンパスとの距離といろいろな種類のコミュニケーションをどれくらい取っているか。近いとコミュニケーションが非常に密になっていると。これは当たり前のように見えるんですけども、実は必ずしもそうではなくて、面白い結果だったと思います。

次の 6 ページでございますが、先ほどの大学法人のためにか、そういうミッションと形態との関係を少し見てみました。内部 T L O、外部 T L O、広域 T L O で、やはり内部 T L O は大学法人、研究者のエージェントだと考えているところがやや多い。広域 T L O はむしろ企業とか地域のエージェントだと考えているところがやや多いという形、あるいはその下の会員制を取っているというのがありますけれども、これは企業のエージェントだと言っているところがやはり多いというような形になっております。

次は 7 ページでございますが、ここから先はパフォーマンスを取っておりまして、パフォーマンスは主には 2003 年のロイヤリティー収入の値を取っております。この 7 ページに関しては承認日、これは承認 T L O ですから、承認日からの経過日数とロイヤリティー収入、あるいは特許の件数ということで、いずれも全体的には経時的に伸びているけれども、余り成績が上がっていないところもある。そういう意味では、ばらつきがありますということです。

8 ページは、ライセンサーとライセンシー、いわゆるライセンサーの方は研究者に対してどういうネットワークでアクセスをしているかというのが横軸。それから、縦軸が企業に対してどういうネットワークでアクセスしているか。どういうネットワークというのは個人のネットワークでアクセスしているか、あるいは T L O 組織としてアクセスしているかという指標です。

具体的には、左下の象限は基本的には組織として、すべてのアクセスを行っているということなんですが、もともとの発想として T L O というのはかなり個人のライセンスアソシエートの能力の積算ではないかと考えていたということもありまして、個人のネットワークを主に活用しているという考えもあったんですけども、思った以上に組織的なネットワークで仕事をしているということが言えると思います。

9 ページは、ちょっと内容が行ったり来たりしているようなんですけれども、これは今の T L O のスタッフが、先ほど非常勤の方も非常に多いという話がありましたけれども、この方たちの数、人員数の絶対数とライセンス収入を取っています。

左のグラフの方の縦軸がちょっと抜けてしまっていますけれども、右と同じで上の方がライセンス収入 2003 年度、下がコンサル収入 2003 年度。T L O ライセンス収入以外にコ

ンサルの収入とかプロジェクトの収入がございまして、それも両方見たということです。

ライセンス収入に関しましては、常勤者が増えて向上するのは当たり前なんですけれども、非常勤の方に関しては余り寄与していないように思えます。コンサルに関しては明らかに寄与しているようでありますので、どうも非常勤の方の役割に分担があるのではないかとということでもあります。逆に言うとライセンスという事業に関しては、非常勤の方が個人としては寄与できない程度にかなり組織的な要因でパフォーマンスが決まっている可能性があるということです。

10 ページですけれども、今の幾つかのデータは、実はTLOという組織が個人、ライセンスアソシエートは人材育成が大事だということで、組織の中の一人ひとりの能力が高ければ、全体の活動成果が上がるかどうかというような観点で見えてきたものですけれども、それはやはり確かにライセンスアソシエーション個々の能力とか力量というのは貢献するわけですけれども、それはかなり組織的な要因等を加味されて、活動成果に結び付いているということで、TLOというのは組織プレー型の活動を行っているということだと思います。

11 ページでありますけれども、これは先ほどありました研究者の利益志向が高いところ。これは横軸は利益志向のところでは1番と書いてある、番号の少ない方が志向が高く重視しているということなんですけれども、それとパフォーマンスを見たものですけれども、研究者の利益志向が高いほどロイヤリティー収入の相対値が高いように見えます。

逆に、ここでは地域志向の方を取っていますけれども、地域志向ではそういうようなことが余りないというか、ちょっと逆に見えます。これは地域志向のTLOというのは、ほかのデータで見ますと、ライセンス先を探すのに、地域ということにプライオリティーを置いていますので、逆に言うと営業活動が抑制される傾向があります。そのことが原因しているのではないかと思われれます。

12 ページ、これも少し複雑ないろんな形でTLOのスタッフは業務をやっているわけですけれども、右下のところにありますように特許出願の業務とか、いろいろな細かいことを聞いて、それを法務的な業務、戦略分析業務、マーケティング業務に分けて、その分けた比率で行きますと、ベストパーフォーマーは大体このマーケティングに6、法務と戦略は2ずつという、それぐらいの比率でやっているところが一番ベストパーフォーマーであって、これも横軸が抜けてしまっていますけれども、その比率から外れれば外れるほど、これは具体的には比率の距離を取っているんですけれども、そうするとどんどんパフォーマンスが下がっているように見えるということです。全体としてはTLOの業務は主にはマーケティングに時間を費やしているということでもあります。

次のページは、そのマーケティングの中身もどんなことをやっているのかを分析して、分野によってもちょっと違うみたいなんですけれども、電気・電子・IT系だと技術・用途を可視化するというに相当する作業で、具体的には試作品をつくってあげるとか、そういうようなこと。それから、事業計画を書いてあげるみたいな、そういう価値

実現の可能性提示というようなことに関しては有効かもしれないという結果が出ています。

質問表を補完する目的でTLOに対してはヒアリングをやっておりますけれども、こういう活動をしている結果として、発明者、研究者が開示した技術思想と移転された技術思想がかなり異なっている、進歩しているということが間々あったわけです。

これは移転の過程でマーケティングをするということもありますが、弁理士の方の役割もかなり貢献大でありまして、幾つかのTLOは弁理士を発明者に加えたいというようなヒアリングの発言もよく出てきました。

次のページは、今のマーケティングの話コンセプトualに書いたもので、これは飛ばします。

15ページでありますけれども、これは結果的に2つのことを私どもとしては非常に重要だと思っています。技術移転というのは完成された技術、産業技術を大学から企業に移転すると一般的にはイメージするわけですが、そうではないのではないか。具体的にはかなり不完全な技術を事業に利用できる技術へ進歩させていく、その初期段階であって、技術創造のプロセスの1つとして考えた方がいいのではないかとということが1点です。

これもヒアリングなどではっきりしてきたことですが、技術移転を行った後も共同研究とか、あるいはベンチャー創業したりとかいうことで、この過程で生み出された研究者と企業のチーム、企業の研究開発担当者あるいは場合によっては弁理士とかTLOもそのチームに入ることもありますけれども、そのチームがその後も共同研究とかそういうような形で機能し続けるということがかなりのケースで見られる。

ですから、逆に言うとその技術移転ということの結果として、チームをつくるチームビルディング機能があると見た方がいいのではないかとということです。

実はこういうような結果というのは、16ページにありますけれども、私自身の実感としては大分前からそうではないかと思っていたことでもあります。ここに書かせていただいたのは、1995年に私が企業にいたときに光触媒超親水性というのを見つけました。企業ドメインのビジネスと余りにもかけ離れていたもので、技術移転ということを実時やり始めたということでもあります。普通だったら研究開発投資ができないわけですが、技術移転の過程で結果的に何が起きたかということ、自動車分野だとか建築分野だとかいろんなところに使える技術として技術を育てることができました。

もう一つは、ジョイントベンチャーという格好で、あるペイントメーカーとベンチャー企業がつくられて、今でもそれは新規のビジネスをやっているわけですが、そういう意味では、今、申し上げたような2点というのは実感値としてあったこと。それを10年近く経って、このTLOの分析である程度確かめられたのではないかとということです。

最後に結論というか、17ページでございますけれども、上の方に書いてあること。これは繰り返しになりますので、読みませんが、例えば、TLOと知財本部の関係ということであれば、2003年までのデータですから、これは現実には知財本部の今やっていることも

TLOがある程度やっていたわけでありませけれども、この一連の作業というのは相当組織的にやらないといけない作業であって、機能的には非常に高度な組織的な活動で発現できるものだということを考えますと、TLOと現在の知財本部との関係で言いますと、機能という観点では高度に一体化していないと効率が下がってしまうのではないかと。

ただし、その機能ということと組織が一体化しているということは、また別でありまして、非常勤の職員の方の寄与の仕方などを見てみますと、大学と一緒にすることで人事的にフィットしないようなことになるのであれば、組織的には分けた方がいいかもしれません。ただし、機能が一体でないと効率が非常に落ちるということです。

またもう一つ重要なこととしてTLOのモデルは、実はかなりいろいろなTLOがいますよと。だれを重視するかということでパフォーマンスが変わってくるとしたら、それは支援の方法も実は違ってくるのではないかとということでもあります。

そしてTLOを含めた産学連携を見る視点として、これは技術移転というのは左ものを右に移す手続業務として見てはいけないのではないかと。技術創造プロセスとして見ていかないといけないということなんです。

もっと言えば、特許の役割というのは、いろんな議論が今ありますけれども、技術創造の最初のプロセスとして、特許制度というのが実は意味があるのではないかとということも考えています。こういうようなことが多分議論するのに少し使えるデータかと思えます。

最後のページの絵は矢印が書いてあって、要は技術移転というのは左のものを右にする手続業務と言うよりは、科学をマーケットに伸張させるベクトルが技術であって、それを支えるチームをつくるのが技術移転だという漫画でございます。

以上です。

【阿部会長】 ありがとうございます。いろいろたくさんの情報を教えていただいているようですが、時間の関係もございますので、もし1つか2つ、簡単な御質問をお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

どうぞ。

【黒川議員】 両方とも貴重な資料で、特に渡部先生の場合はいろんな解釈があって、例えば、これを論文などで出すという話もあると思うんだけど、もう一つは中間まとめで、どう扱うかなんです。これはそれぞれ担当している人や関わっている人には随分参考になるデータがあるのではないかと。更にフィードバックをしてもらいにしても、どういうふうに関係者に知らしてもらおうという方法は何か考えていますか。渡部先生の話は、私らは聞いているから何か得したような気になるんだけど、皆さんに知ってもらって、もうちょっとインプルーブしないと。

【阿部会長】 では、今後どういうふうにするか。

【事務局】 大学のアンケートの方は、これを今年度中にとりまとめて、ここでも最終を配布すると同時にホームページとかいろんなところで広く配布したいと思っております。

【阿部会長】 ありがとうございます。

渡部先生は何かございますか。

【渡部専門委員】 基本的にこれは科研費の研究でやったもので、公開する義務があって、アカデミックには論文で公開をするのと、TLO協議会には協力していただいているので、TLO協議会の協会誌の創刊号がございまして、それに載せていただけることにはなっています。

【黒川議員】 このみずほのものだって結構いろんなデータがあるので、それぞれTLOとかいろんな関係者が結構気にしているコメントもあるので、更に使ってもらえるにはどうしたらいいかという話とフィードバック、その辺をちょっと工夫すればいいのではないかと思います。

【阿部会長】 ありがとうございます。では、それはそれぞれよろしく願い申し上げます。大変興味のあるものだと思います。

それでは、時間の関係もありますので、議論に入らせていただきます。資料2に戻らせていただきまして、先ほど事務局から説明がありました「知的財産を活用した産学官連携の推進」というのがございます。これは1ページから6ページまでです。これについて御意見がございましたら、お願いをいたします。7ページ以降は、また後半でお願いをしたいと思います。いかがでしょうか。

【本田専門委員】 前回の会議の席で申し上げなくて、今回追加していただいた点なんですけれども、3ページ目の、この点に関しましては、大学に対する特許関係費用の減免措置に関しましては、後で追加で入れていただきました。

これに関しては、今、経過措置の段階で3年間というふうに見られがちかとは思いますが、経過措置後に関しても当然大学に関しては特許費用の減免の対象になるかと思うので、その点からも御検討いただきたいと思っております。

具体的には、現在、特許庁の方の法律の中では、大学がその大学の研究者から承継をした出願だけに限定されているという、かなり狭い解釈になるかなと思います。現実の出願の場面では、他大学の研究者、他大学が承継しません。でも、1つの大学でまとめて出願しましょうというような場面もありまして、他大学の研究者が入った場合には、その減免対象から外れてしまって、結局、大学が全額費用を持たなくてはいけない。他大学の研究者が入ってしまうと費用を持たなくてはいけないという場面もありますし、実際、法人化前の出願で、個人の研究者のものなんですけれども、企業が興味があるというようなことで企業が御検討いただいて、でも、やはりこの研究に関してはその企業様ではもう開発することができない、先生に返しますとなったときに、大学が受け皿になって、ほかの企業に技術移転をしようかというところに関しまして、一旦企業が出願人となってしまいますと、またその減免の対象から外れてしまって、維持費用というのがフルにかかってしまうということで、いろいろと大学が権利を持つということで、少し解釈が狭くて使いにくくなっている場面もあるのではないかと思いますので、是非御検討をお願いいたします。

【阿部会長】 共同出願とかそういうことが主なんです。

【本田専門委員】 そうです。大学と大学の共同出願であれば、減免の対象にはなるんですけれども、例えば、5%しか他大学の研究者が持っていないということになると、その大学の方では承継するのと言ったときに、5%だったら個人で管理してもらいましょうという、大学としての利益が得られないので、1つの大学にまとめて権利の活用を図ってもらおうというような場面もございます。

【阿部会長】 ありがとうございます。

では、どうぞ。

【松重専門委員】 少し基本的な話かもしれませんが、これはタイトルが産学官連携の推進ということなんですけれども、これはもう少し広げた方がよろしいのではないかと思います。

1つは、第3期の科学技術基本計画の中で見ますと、非常にイノベーションという言葉が出てきます。イノベーションの意味は、勿論、産学連携も含むと思うんですけれども、先ほどの議論があったように、例えば、地域の振興であるとか国際的な連携であるとか人材育成とか、そういうふうなものがあるんですけれども、この中で知財というのは非常に重要な視点だと思います。

したがって、ここで産学連携という形の絞り込みなんですけれども、やはり大きく言ったらそういった視点も必要で、そういう議論もこの中に入れた方がよろしいのではないかと思います。

【阿部会長】 具体的に何か御提案はありますか。後でも結構です。

【松重専門委員】 例えば、イノベーションをどうとらえるかというのは、いろいろ議論があると思うんですけれども、こういうふうな産学の連携もイノベーションですし、実は大学の中でも学問分野をいろいろ融合しないといけないというイノベーションがあるんです。そういった中で、どうしても著作権であるとか、いろんな面で知財が絡んできます。そういったところの視点を踏まえた項目、議論も必要かなと思います。この1~2か月でできるかどうかは、また別でしょうけれども。

【阿部会長】 問題提起は少なくともできると思いますので、事務局に後で相談してもらいたいと思います。

秋元委員、お願いします。

【秋元専門委員】 これは産学官連携ですけれども、結局、イノベーションにしる、柘植先生が言われましたプロイノベーションにしる、やはりそれは社会的あるいは経済的価値を伴って始めてイノベーションと言えるものだと思うんです。

そういう意味では、例えば、3ページの下の方には人材の育成がありますけれども、逆にこういう産学を橋渡しできる人材は企業でも本当は欲しいんです。そういう意味であれば、やはり中にも若干出てきていますが、グローバルな視点から、しかも産業と非常にうまく協力して、それでそういう人材をつくっていかないと、産業のことを知らない人材

がいても非常に困るわけです。

だから、TLOの中に産業の方も入っておられるというのは非常に歓迎するんですが、人材をつくる時には、是非その産業と非常にうまくマッチしたような形でグローバルな視点を持った人材を育成してもらいたいと思います。

もう一点ですが、非常に議論があるところは、渡部先生のプレゼンにもありましたけれども、5ページの不実施補償というところがあるんですけども、私は産業界ですから、の「大学側が柔軟になってきているが、企業側が硬直な場面」というのはちょっと賛成しかねるんですが、例えば、で三原専門委員が言っているように、当事者間で努力して進めるべきではないかと考えます。

先ほども言いましたように、イノベーションが産業に転化されて、社会的・経済的価値を持って初めてこれは成功するわけですから、不実施補償であるとか、どうであるとか、先ほどのアンケートにもありましたけれども、そこで議論をするのではなくて、やはり柔軟に、しかも、いつも言っているように敵はアメリカ、ヨーロッパですから、そこと比べて日本がいかに優位に産学官の連携ができるかという視点で考えないと、ただ、大学がやらなかった、企業が硬直だという議論ではないように思います。

【阿部会長】 ありがとうございます。重要な視点だと私も思います。

森下委員、どうぞ。

【森下専門委員】 今回もライフサイエンスに関しては、リサーチツールあるいは先端医療の特許の問題、利益相反というふうに、いろいろ入れていただいているんですけども、前回の発表にもありましたように、問題点というのがかなりライフサイエンス分野に特殊なものが出てきているのではないかと。技術移転そのものも、ほとんどの問題はライフサイエンスがうまくいっていないとか、今回のみずほさんの資料でもライフサイエンス分野がやたらトラブルが多いとか、別に私がライフサイエンス分野をやっているからでもないんですが、特殊事情というのが非常に強くなってきているのではないかと思います。

ずっとやってきて問題点というのが出てきて、解決していない部分というのは、ある意味特殊な分野に限定され始めているような印象を非常に強く持つんです。そういう意味では、全体の議論は勿論必要なんですが、やはりライフサイエンスの分野に少し特化した議論をして、その問題点を解決するような、少し細かい議論をしないと、なかなかこれ以上、一段の産学連携の推進というのは難しいのではないかと思います。

ある意味、かなり長い間議論しまして、全体的な問題というのは見えてきて、むしろ、ある分野ごとの特異的な問題点というのを少し解決するべき時期に入ってきたのではないかと思います。そういう意味では、少しライフサイエンス分野における技術移転の問題点とか、あるいはいろんな特許の紛争等に関して、若干細かい議論になる可能性もあるんですけども、そうした視点から取り上げる必要があるのではないかと、そういう時期に来たのではないかと感じているんです。

【阿部会長】 ありがとうございます。確かに今まで分野を限定するということができ

るだけ避けながら議論をしてきたわけですが、そろそろ限界が来たのではないかということだろうと思います。リサーチツールの問題でもライフサイエンスとそうでない分野とでかなり違うことは事実だろうと思ひまして、今回どこまで間に合うかは別にしまして、少し考えさせていただきたいと思ひます。

相当大きい課題、細かくなると議論が割れるものがたくさん出てまいりますので、今度の推進計画までにどこまで絞れるかという問題もあるわけですが、そこは今度の推進計画は5月にはまとめることとなりますけれども、それに間に合わせるべきものと、あるいは間に合うものと、そうでないものに分ける必要があるかと思ひますが、どうですか、事務局はそんな感じでどこまで。

【事務局】 森下委員の具体的な問題というのをもう少しお聞きして、会長が言われたように、今年取り組むものと中長期的に考えるものというのをもう少し整理させていただいて、それで次回考え方をまとめて御報告したいと思ひます。

【阿部会長】 今までもある程度、浮き彫りにはなっているんですけども、どうぞ。

【野間口専門委員】 例えば、3ページの2 - 3等を見ながら考えていたのですが、最初に前回休んだ者は一言ずつ言えと言われて申し上げましたが、私どもは事前にこの資料をメールで配布いただきましたので、これも読ませていただいて、意見を持ってきたつもりです。例えば、この3ページの一番下のとか4ページのとか、こういう方向性という点ではこのとおりだと思ひますが、もうそろそろ、推進計画に盛り込むかどうかは別にして、こういう形でまとめるときは具体的な案も出たよというのをノートしておくべきではないかなと思ひます。

そういう意味で、私はサバティカルの制度とか、あるいはインターンシップ等でこの知財というのを取り上げて、例えば、インターンシップ等でしたら単位を認めてやるとか、そういうことも含めて検討すると、学側にも産側にもより実践的な人材が育っていくのではないかと思ひと申し上げたわけですが、私が出しました意見はそういった願いも込めて出しましたものでありますから、そのように取り扱っていただきたいと思ひます。

【阿部会長】 冒頭に3人の委員の方に御発言いただいたのは、ここに入っておりませんので、まず加えることが大切なんですけど、おっしゃるように推進計画として書くときには、具体的な施策になるものを書くのが一番望ましいわけでありまして、すぐ答えが出ないもので検討するというような項目のものもありますけれども、余り検討するものばかりあると、これは答えをいつまで出すのかわからなくなってしまいますので、そこは荒井さんの方の大体具体的なことを極力そちらに持っていくようなスタイルになっていると思ひますので、おっしゃることにさせていただくと思ひますが、ここに書いてあるのはそれぞれの専門委員の方の御発言ですので、問題提起のものがたくさんあるかと思ひますけれども、これをどうしていったらいいかということですね。ありがとうございました。

どうぞ。

【黒川議員】 確かに森下先生の言っていることは無理もなく、特許と言っても、ライ

フとかIT関係とか工学部関係と全然ライセンスの中身が違う。やはりクロスライセンスがばっちり入って産業化しているITはもともと日本が強い。バイオ関係は薬とか診断薬となると、必ずヒューマンサブジェクトが入ってきて、ものすごくハードルが大きい。製薬企業が大学のシードからもらうというのは、大学の場合、性格上、私も何回も書いているけれども、どうしても大学の研究者が一番上流のライセンスを持つ可能性が多いけれども、それを実際に製品化するとなると、ケミカルコンパウンドが入って、製薬企業が入って、最近、アメリカなどのグローバル企業にしても、プルーフ・オブ・コンセプトでかなり臨床まで来ないとほとんど契約しないんですね。

そうになると、そんなのは大学の人ができるわけがなくて、その間をつなげるようなベンチャーだってほとんど日本にもない。そういう意味ではグローバルなカンパニーの中では、武田さんは別として、もともと企業側のパワーがそれほど強くない。だけれども、日本の場合は、エレクトロニクスとの関係はものすごく強い。企業側のインフラと大学をつなぐところはものすごくギャップがあるし、実際の臨床試験とかのギャップが大きくて、秋元さんとか平田さんは見ていて、ものすごくいらいらしているんじゃないですか。大学の方もかなりいらいらしているんだけど、その辺がギャップがあって、しかも大体5～10年以上かかる。

だから、その辺をどうするかというのは結構別の問題にしないと、TLO、TLOを言っているけれども、構成全体が全く違ったエレメントですね。その辺のバリエーションもリアルオプションとかいろいろ話をしているけれども、最近もバイオックスの問題とかは、かなり企業の方も腰が引け始めて、FDAの話をしていても、その辺をやらないと全然うまくいかない。両方で問題点を掘り起こしてみたらどうかなという気がしています。

【阿部会長】 そのとおりだと思います。どうぞ。

【森下専門委員】 TLOとか知財本部の関係も結構重要な問題だと思うんです。と言うのは、今お話があったように、そのライフサイエンスの特許というのは、お金がかかる割にもうからないんです。ただ、10年、20年先にやたらもうかるかもしれないという特殊性があって、恐らく一番扱いに困る種類だと思うんです。しかも、海外特許を出さないと思う人がいないとか、かなりどこのところも非常に専門人材がいなかったりとか、扱い方がわからないとか、ライセンス対価がわからないとか、いろんな問題を抱え込んでいると思うんです。今まではそういった全体問題を討議しようということで、個別案件は入ってこなかったんですけども、前回の経済産業省の調査でも、結局ライフサイエンスのところはすべて問題点で引っかかってきていて、かなり全体の問題が解決された部分と個別に踏み込まざるを得ないところが、知財本部、TLOにとっても重要になってきているのではないかと思います。

そういった意味では、そのところはそろそろやるべき時期に来ているのではないかと思います。

【阿部会長】 今の件ですか。

【竹岡専門委員】 直接は関係ないです。

【阿部会長】 今の件でなくてもいいですが、そろそろ時間なので最後に。

【竹岡専門委員】 渡部先生のお話は大変面白くて、私は前回、今後は成果を出す研究と言ったときに、ホンダのジェットエンジンの開発で、アメリカの大学でボーイングか何かのを付けて飛ばして、あれがなぜアメリカの大学でできて日本でできないかという話をしたときに、イメージにあるのは、まさに渡部先生がおっしゃっている、この事業に利用できる技術の成果なんです。

つまり、今、共同研究は成果は出しているんだけど、それが本当に企業の事業に利用できる技術なのかどうかという意味での、そういうものを生み出すような仕組みをどうしたらいいのかということは、そういうふうに言葉を足した方がいいかなと思っています。

その観点で行くと、やはり今日お聞きしたTLOの話というのも、特にマーケティングの辺りの話というのも、非常に大事な結び付きになってくるのではないかというのが1つです。

もう一つ、不実施補償の話と先ほどのライフサイエンスの話と、実は私は前から、不実施補償の問題を見たときにもやはり分野別なんです。と言うのは、ライフサイエンスの分野では、企業側がほとんど独占を欲しがりますから、不実施補償でもめないんです。

例えば、素材系の分野で言いますと、逆にこれは公的研究機関とか大学が基本特許を出してしまえば、あとは共同研究で出てくる特許というのは用途特許で、その基本特許を使わせてくださいと言わないと企業側が実施できないことになるので、やはりその基本特許をいかに強いものを出すかということが大学とかの知財本部の仕事ですね。不実施補償で一番もめるのは、情報通信、エレクトロニクスの分野なんです。不実施補償問題と言ったときに、解決しているとか解決していないという切り方自体が、大体元からどこの分野でもめていて、ということの分析は本当はされなければいけないだろうと。何か一緒くたになって不実施補償でもめているということですと来ているのが、弁護士の実際の契約とかの案件を見ていると、違うのではないかと思います。

1つ疑問なのは、IT、情報通信、エレクトロニクスの分野の特許というのは、勿論、群としての特許ですから、1個単体の特許など考えられないんです。群として出すし、標準かどうかとか、そういう議論なので、何となく私はいつも思うんですけども、大学の知財部の考え方と企業側の特許、つまりIT、情報通信、エレクトロニクスの知財の人たちの日常業務の考え方が完璧にかみ合っていないという感じがやはりするんです。

今度は逆に言うと、大学側や公的研究機関が知りたいのは、不実施補償を払わないで共有特許を実施するということに、本当にどの程度役に立っているかということですね。本当に不実施補償を払っていない共有特許がどの程度実施されているかという、その検証が実はされていないのではないかという感じもするんです。

ですから、やはり事実がどこにあるかという議論をしなければいけなくて、そのためにはもう少しアプローチを分野別の分析的なものにしていかないと、いつまで経っても総論

的な議論になるのかなという感じがしています。

【阿部会長】 わかりました。この辺で終わりますから、申し訳ない。

今日は非常にいい問題提起をしていただいて、そろそろ総論ではなくて分野の特色を考えてということだと思いますので、そういうことで少し事務局で、これからどういうふうに議論を進めていったらいいか整理してください。

時間の関係で次に移らせていただきますが、今の6ページまでについて、なお御意見がある方がおられると思いますので、メモをできればちょうだいいたしたいと思います。そういうことでここに加え、あるいは添削をさせていただきたいと思います。いつまでいただいたらいいかは最後に。

それでは、次に移らせていただきまして、3番目の「優れた知的財産創出のための知的財産活動の推進」に移ります。

7ページ以降ですが、事務局から説明してください。

【事務局】 7ページでございます。先ほどの続きですので、要点だけにいたしますが、「1. 『件数』から内容重視へ」という関係につきましては、 にありますように、大学の特許の出願件数などの数で評価をするということを改めるべきという意見。

にございますように基礎研究の比重が軽くなることに危惧があり、研究の評価を知財だけにならないように。

は、今後は数から質への転換が必要であるということ。

は、大量出願の背景には企業における数による研究者の評価があるのではないかとということ。

は、知財の評価というのは単に特許の評価ではなく、事業化に貢献できる可能性の評価が重要であるということ。そのための人材育成が必要であるということ。

は、量から質に移っていく際には、マネジメントが重要であるということ。

「2. 国際特許の重視」につきましては、 は、海外との共同研究を増やすために国際特許を重視という考え方を取るべきということ。

は、海外出願の支援制度があるけれども、時期的制限があり使いにくいということ。

は、将来的な基本特許となり得るような発明に対する対応が難しいので、国が戦略を立ててサポートする体制を取るべきではないかとということ。

「3. 特許情報の活用等」でございますが、研究開発において、特許データベースやパテントマップを有効に活用すべきではないかとということ。

は、知財の紛争を未然に解決するために、大学の特許調査能力の向上や支援が必要ではないかとということ。

「4. 先端技術等への対応」でございますが、 は、単に特許出願や特許取得件数を評価する考え方や、逆に他者の特許に無配慮という状況を改めて、特許の活用と円滑使用の考え方を周知する必要があるということ。

は、企業の保有特許を大学が自由に使えることについては、反対の意見もあるので留

意が必要であるということ。

は、知財のマネージメントの問題に取り組む場合は、ガイドラインを単につくればよいというのではなく、それをどうやってコミュニティーに広めるかというのが重要であるということ。

は、リサーチツール特許の円滑使用について早急な検討が必要であるということ。

は、先端医療技術の特許保護の在り方についても検討が必要であるということ。 は、同じ特許制度でも、技術分野によって働き方が異なっていくということ。

は、コンテンツに関しても重要性を踏まえて、クリエイティブなリソースとテクノロジーとの融合系にも目を向けるべきではないかということ。

以上でございます。

【阿部会長】 ありがとうございます。

それでは、残りの時間で御意見をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。どこからでも結構でございます。どうぞ。

【澤井専門委員】 最初の「1. 『件数』から内容重視へ」というところなんですけれども、こういう議論を聞いていると、研究をやったら必ず何かあるものが当たるという前提で見ているような気がしてしょうがないんですけれども、多分、研究はまさにある種のばくちみたいなのところがあるので、ある程度の数はやらないと、その中で結果としていいものが見つかるということはないんだろうなと。

ただし、それだからと言って、件数だけで評価するのはやはりやめるべきで、先ほどの渡部先生のレポートの中で、私もまさにそうだと思うんですけれども、ある技術の創造プロセスに関わっているの、本当に初めての現象なりに触れたときに担当者が、これは本当に面白いという、ある意味でウィルを入れ込んだ仕事をやってもらって、それをきちんとレポートして、大学なら大学の中で、それをきちんといろんなところにアナウンスメントしていくということをやっけていかないと、ここでの内容重視というのが、だれがやるんですかという辺りをきっちり考えた方が私はいいのではないかと思います。

【阿部会長】 具体的にはいろんなやり方があるかもしれませんが、ほかはいかがでしょうか。

松重委員、どうぞ。

【松重専門委員】 今の件で、私としては補足みたいな形かもしれませんが、これは2つか3つ意味があると思うんです。いわゆる量的なものから質的なもの。

1つは大学の中で言いますと、これは数が出てくると財務的に非常に苦しい状況になってきています。その点でそれを絞るというのも1つあります。それから、先ほど言われたように、やはり特許は役に立つという観点で、今まで大学の方でそれほど評価等々承継をしていないという点で、そういった面ではそういう視点も必要だとすると、その点で実は特許マップであるとか、そういったところをやっけていかないと、ぼんと出てきた特許はどういう位置づけでどう使われるかという、そういう戦略的なものがまだ大学に備わっていない

い。

そういった面で言うと、特許庁とかそういうふうなもので、ある分野は共通の特許マップがかけると思うんです。そういったものを各大学にさせていただくと、先生方も研究の学会とは別の視点で研究を見直すことができると思います。

もう一つは、特許についても、いわゆる単願と企業との共願があります。これをかなり区別しないと、先ほどの不実施補償の問題であるとか、その辺りが大学としてはできない状況で、やはり大学としては、いわゆる単願の中で非常に基本的といいますか、10年後とか15年後になるような基本特許が含まれるところをいかにちゃんとピックアップしていくか。これはある程度の数が必要だと思うんです。

ですから、そういった面では、その量から質にはいろんな側面があるという形で、それに対する対応を考えいくことが重要なと思います。

【阿部会長】 ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。

ここは最近、出願件数を重視し過ぎているということが行き過ぎではないかということがあって、こういう御意見をいただいたんだと思います。出願件数を一生懸命やっている人にとっては申し訳ないんですけども、私は講演するときにはいつも言っております。

ほかはいかがでしょうか。特にございませんでしょうか。

【柘植議員】 先ほどの1.のところでも、松重専門委員あるいは秋元専門委員がおっしゃったのか、やはり産学連携の推進というのはイノベーションまでが本当の産学連携の目的だという話。これはやはり今の2.のところでも、もうちょっとそこをきちんと打ち出す、優れた知的財産創出のための知的財産活動の推進というのが、何か自分のところだけでクローズしてしまって、先ほど秋元専門委員もおっしゃいました。どこかで第3期とのリンケージをすとか書いてあったんですが、第3期の中でもやはり38所イノベーションという言葉が出るんです。そこのところの橋渡しを2.でも何か工夫ができないかなと。どういうふうにするかという御提案は今できないんですけども、事務局で検討してもらったらどうかと思います。

【阿部会長】 基本政策はたくさんあるから、ここもたくさんあってもいいと。

どうぞ。

【横山専門委員】 量から質へというのは全くそのとおりなんですけれども、スローガンだけでは決して実現できないわけで、量重視になるというのは別に特許だけの問題ではなくて、論文もまさしくそのとおりで、大変な問題になっているわけです。

では、本当の意味で質の高い知的財産を生み出すためのベースは何なのかということを考えてみますと、まず基本的に大事なのが「3.特許情報の活用等」というところで書かれている、しっかりとした情報を一人ひとりが活用できるようなインフラストラクチャーがなければいけないだろうと思います。

特許だけに関して言いますと、今、特許庁が提供している電子図書館がございましたけれども、実際に使ってみると、商用データベースの民業圧迫になるのを遠慮しているのかど

うかわかりませんが、非常に使いにくい。あえて使いにくくしているのではなかと疑うような感じすらある状況で、これはできるだけ改善していく必要があるのではないかと思います。

仮に民業圧迫的な部分があるのであれば、それはむしろもう少し高い次元で国策的に收拾していかないと、これは一人ひとりが特許マップをつくること、自分自身の位置づけを明らかにするという事は非常にやりにくい状況かなという気がします。

先ほど、特許だけではなくて、いろいろな意味の学術情報とか技術情報といったものが有機的に提供できなければいけないんだという話もございましたけれども、それも全くそのとおりでありまして、例えば、学術情報で言えば、国のサイドとしてはJSTのデータベースとか、そういったものもございますし、商用のデータベースもある。

しかしながら、なかなか特許と学術・技術データベースの間のリンケージというのが不十分でありまして、そういうことをやはり国としてしっかり相当な投資を持ってやっていく必要があるのではないかという気がいたします。

恐らくそういったものを十分そろえるということによって、おのずと質が上がる準備ができるのかなと思っております。

【阿部会長】 ありがとうございます。前半の特許庁の使いにくいというお話ですが、特許庁の方はここにおられますか。

では、弁明でも何でも結構でございます。

【荒巻技術調査課大学等支援室長】 御指摘は前から受けておりますので、実は今年度中に多少印刷をもうちょっとしやすくするとか、マイナーチェンジではございますけれども、もっと使いやすくしようというところを努力してございます。できるだけそういう対応をする方向で考えていきたいと考えております。

【阿部会長】 民業圧迫というのは、私も聞いたことがあるんですけども、それは心配しておられるんですか。

【荒巻技術調査課大学等支援室長】 やはり一般の商用の民間のデータベースを余り圧迫し過ぎてはいけないというのは、確かに検討して考えているところではございます。ただ、その線引きはきちんと高いレベルで考えて整理すべきかと思っておりますけれども、今まではどちらかというと、そういう考え方でやってきたと思います。

【阿部会長】 使いやすくするという事はいいですね。

【荒巻技術調査課大学等支援室長】 使い勝手をよくするというのは勿論やっていくべきだと思っております。

【阿部会長】 ありがとうございます。

【野間口専門委員】 データベースの件が出ましたからあれなんですけれども、戦略本部でも海外から日本の特許庁へのアクセスの多さは非常に問題になったことがありますけれども、是非グローバルな視点でデータベースを整備していただいて、日本語検索だけでなく、せめて欧米は検索できるとか、あるいは最近の動きで言うと中国辺りの変化の様子

がわかるとか、そういうところまで視野に入れた整備を、是非、荒井さんのところも含めて、国としても力を入れるべきではないかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

【阿部会長】 そのとおりですね。

では、平田委員、お願いします。

【平田専門委員】 今、そういう話が出たんですけれども、これも若干特殊分野の話になるかと思っておりますけれども、確かにバイオ関係の情報というのはいろんなところにあります、省庁だけでなく、いろんな機関や研究所であるわけですが、実は私どものJ B I Cという組織では、いろんな箱に入っているデータベースのアルゴリズムを開発しまして、パーチャルに丸くして、例えば、ワンストップで検索できるようなシステムというのをつくっていかうということで結構やってきたんです。

実はバイオ関係のデータベースというのは、M C B Iというアメリカで一番大きなデータベースがあるんですけれども、これは先ほど商用データベースとのあれもあるんですけれども、商用データベースというのは主に2次情報なんです。ですから、1次情報をしっかり国レベルでデータの統合化をするというのは非常に重要でして、今、その過程にあるわけですが、これはかなり大変なことなので、やはりデータのクリーニングから、やはりオペレーションが必要なんです。ですから、人をちゃんと張り付けて、予算をちゃんとアロツトしないと、これは維持できないということもあります。

ただ、これをやっていかないと、やはりだめだと思えます。本当にしっかりした知的財産を創造するためにも、自分のところの研究の位置づけというのが、特に日本の大学の場合はその辺が非常にあいまいだと思えます。例えば、自分の研究の新規性とか進歩性に対しても非常に甘いんです。

ですから、これを事業やビジネスにつなげるときには緩されないわけで、それはやはりインフラを整えていかないといけないと思えます。そういう意味では、この前、国立知財研に行ったら、特許の情報とあそこはD N A関係ですが、リンクしているのがありましたけれども、是非あれを今度の統合データベースの中で、特許情報といわゆる学術情報が本当にリンクして、1つのまさにワンストップで検索ができるようなものにしていただければと思います。

【阿部会長】 わかりました。

では、荒井さん。

【荒井専門委員】 今のデータベースの関係で、こちらでの議論に要望を出したいと思えます。特許庁のI P D L、特許電子図書館ができて、かなり経つんですが、最初的时候には商用データベースがあって、そちらとのバッティングで遠慮していたんですが、だんだんと日本の大学の先生方がこういうものを使っていただくニーズが高まっています。特許電子図書館は公共財のような形で、みんながただで自由に使えるようにしていった方がいいと思います。なおその古い議論を引っ張っていますので、こういうものは公共財として、みんなが使いやすくすることは、いいのかどうかということをこちらで議論してい

ただ、商用データベースはもっと進んだものに行ってもら方がいいと思うんです。

そのところをみんながまだ議論したことがありません。特許庁の担当官が商用データベースの担当者とやっているから、いつまでも進んでいないというのが実態です。国の方針として、みんなのために開放してやっていく方が国のニーズに合っているという結論を出していただくと、非常に進むと思います。

もう一点は、他の学術情報とのリンクですが、今年から始めたものが非常に高いんです。これも今のコンピュータやITの技術からすると、もっと安くできると思いますが、そのニーズがはっきりしないから、開発をお願いした会社はほとんど客はいないだろうということで、非常に高い値段を付けてきています。

そういうことでは大学でもそういうリンクをしたものを使えません。研究情報等のデータベースと特許情報データのリンケージをどういうふうにしたらいいか。これは研究者にとっての非常に大事な公共財になると思います。

もう一点は、国際的なネットワークも一緒でございます。国際的な情報をリンクするのも、昔はアメリカとかヨーロッパのデータベースの会社が非常に高いものを日本の会社に売っていて、大手の会社だけが使っているというような状況でした。今、相当安くなってきているから、個々の研究者も使えるようにはなってきています。日本の大学の先生方がアクセスしやすくする仕組みを、組むことが可能になってきています。整理すると、1点目は特許庁の電子データベースと商用データベースとの在り方、2点目は学術情報との組み方、3点目は国際的なデータベースとの組み方についての方針を出していただくと、今よりもぐっと安く使いやすいものができると思いますので、是非そういう点を議論して方針を出していただきたいと思います。

【阿部会長】 ありがとうございます。結構だと思えますけれども、事務局で問題点を整理してもらった方がいいと思います。

もう時間がないので短く。

【原山議員】 今、荒井さんがおっしゃったこととオーバーラップしています。これまで知財に関して、その制度なりルールなりがかなり整備されてきて、この次のステップというのは、やはり知的財産のマネジメントだと思います。渡部先生のおっしゃったこともマネジメントという言葉に集約できると思うんですけれども、その初めの一步というのはまさにデータベースの活用であって、1つは人材育成にも関連するんですけれども、学生のときからデータベースにアクセスしながら、いかに知財のマッピングをしていくかということを経験させるのは非常に重要だと思うんです。

それには、今そのソフトというのがかなり高価なものであって、公共的に使えるものは余り使い勝手が悪くなくて、なかなか教材としてやれというふうに強く言えないんです。

先ほどおっしゃったように、公共財的な視点から活用できるようなソフトを開発するなり、その方向でもって進んでいきたいと思っています。

【阿部会長】 では、短く。

【黒川議員】 皆さんの意見を聞きたいんですけども、例えば、かなり国からJSTとかいろんなところから出てきて、その特許は外国の会社と交渉するときに、障害にならないのか、というのが1つです。もしあるのであれば、トランスファーしやすくしてほしいというのが1つ。

今、言った情報などもそうだけれども、JSTがサイエンスの情報のポータルを、と言っているけれども、外国の科学技術政策ウォッチャーなどというのをわざわざ日本語に訳してやっている。そのコストを考えれば、日本の情報を外に英語で直して出した方がよほどいいと言っているんです。

みんなアクセスしたときに、どれだけ使い勝手がいいですか。例えば、秋元さんとか平田さんとかが見ていると、アクセスしたときに日本のそういうポータルサイドと外国のポータルサイドとどちらが使いやすいかというのをちょっと聞きたいんです。

【阿部会長】 もう時間がないから今日はだめです。時間をオーバーすることになりますので、メモを出してください。

今日はこれでやめさせていただきますが、先生が言ったのは重要な視点なので、あるいは事務局から、各企業の方だけでない方がいいかもしれませんけれども、整理して質問してください。

【事務局】 わかりました。

【阿部会長】 お願いします。

実は大変申し訳ないんですが、15時から別の会議を控えていますので、今日前半と後半に分けて御議論をいただきましたけれども、先ほど申し上げましたように、追加的な御意見あるいは御質問を含めて、あると思いますので、それをいつまでいただいたらいいですか。

【事務局】 今日是对極的な御議論と、これから積み上げていかなければいけない具体論の御議論と、分野別という大きなテーマをもらって、事務局泣かせなところもございまして、いつまでというのは内容に応じて変わるかもしれませんが、我々の方でちょっと考えまして、各委員に連絡をさせていただきます。

【阿部会長】 よろしくお願いします。

次回以降、事務局の仕事がたくさんありますけれども、そういうことで進めさせていただきます。まさに本日盛りだくさんな御意見をいただきましたが、その中で今年度直ちに取り組むべきものや、先ほど事務局が言いましたように、かなり大きい議論をしなければいけないものがたくさんあると思いますので、うまく整理していただいて、委員の先生方に何らかの方法で資料あるいは質問になるかもしれませんが、差し上げたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、本日の会議資料につきましては公開の取扱いにしたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、御異議がないものとして公開とさせていただきます。

以上をもちまして、本日の専門調査会は終了いたします。次回は、今日の御議論もあるんですが、実は地域と人材の2つの項目を議論しなければいけないわけがありますので、それについて予定をよろしくお願いします。事務局から次回に向けて、事前に御相談をさせていただくことになりますので、よろしく御協力をお願いします。次回は3月9日木曜日 15～17時、このビルの同じフロアの共用第4特別会議室で開催をいたします。

それでは、どうも急がせて大変失礼をいたしました。これで終わらせていただきます。ありがとうございました。